

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事務局要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じ栃木県職員を派遣要請することができるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局長及び事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- (3) 事務局次長の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に係わる基本方針の決定に関する事項
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関する事項
- (3) 協議会の予算及び決算に関する事項
- (4) 要領の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第 7 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) その他軽易な事項に関する事。

(文書の取扱)

第 8 条 事務局における文書の收受、配付、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項の取扱い等については、会長の属する町における文書取扱い等の例による。

(公印の取扱)

第 9 条 協議会の公印の名称、寸法、書体、管理者、用途及び個数は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の管理、取扱い等については、会長の属する町における公印の管理、取扱い等の例による。

(職員の服務)

第 10 条 職員の服務及び勤務条件については、それぞれの町等の事務従事の例による。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長の属する町の例による。

2 職員の出張命令、時間外勤務命令、休暇等の決裁については、所属する町等の条例、規則等の定めるところによる。

(職員の給与等)

第 11 条 職員の給与及び手当等については、それぞれの職員が属する町等において負担する。

2 事務局職員の旅費については、会長の属する町の例により、事務局予算において支給する。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

班 名	分 掌 事 務
総務班	1 庶務及び会計に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 協議会の会議に関すること 4 合併に係る広報・広聴に関すること 5 合併に係る資料編集に関すること 6 協議会の人事に関すること 7 報酬等の支給に関すること 8 合併の方式に関すること 9 合併の期日に関すること 10 新市の名称に関すること 11 新市の事務所の位置に関すること 12 国・県との連絡調整に関すること 13 他の班の所管に属さないこと
計画班	1 市町村建設計画に関すること 2 財政計画に関すること 3 新市の当初予算に関すること
調整班	1 財産の取扱いに関すること 2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 4 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 5 特別職の身分の取扱いに関すること 6 事務組織及び機構の取扱いに関すること 7 一部事務組合等の取扱いに関すること 8 地方税の取扱いに関すること 9 条例、規則等の取扱いに関すること 10 使用料、手数料等の取扱いに関すること 11 補助金、交付金等の取扱いに関すること 12 町名及び字名の取扱いに関すること 13 公共的団体等の取扱いに関すること 14 慣行の取扱いに関すること 15 国民健康保険事業の取扱いに関すること 16 介護保険の取扱いに関すること 17 消防団の取扱いに関すること 18 行政区の取扱いに関すること 19 各種事務事業の取扱いに関すること

別表第 2（第 9 条関係）

名 称	寸法（mm）	書 体	管理者	用 途	個 数
大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会長の印	方 2 1	てん書	大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事務局長	大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の一般文書	1